

新介第1105号
平成30年7月13日

地域密着型サービス事業所の管理者様

新潟市福祉部介護保険課長

新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する 条例の一部改正について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布等に伴い、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令」（平成18年厚生労働省令第34号）及び各種関係省令等が改正されたことから、関連する「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年新潟市条例第89号）について、所要の改正を行い、平成30年7月6日に公布し、同日から施行することとしています。

これらの条例の改正については下記のとおりですので、事業の実施に当たっては、これらを了知のうえ、条例を遵守し適正に運営するようお願いいたします。

《 改正の要旨 》

◆指定申請者の範囲の拡大

地域包括ケアのサービス提供基盤の一つである【看護小規模多機能型居宅介護】について、普及促進の観点から、これまで法人格を有することを原則としていた指定申請者の要件を、有床病床の診療所の開設者も申請を可能とするよう緩和しました。

改正後	改正前
(指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の範囲) 第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（ <u>複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。第192条において同じ。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。</u>	(指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の範囲) 第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。

◆人員に関する基準の改正

平成30年度より、介護職員の資格において、これまでの“介護職員初任者研修課程”に加え、要件が緩和された“生活援助従事者研修課程”が新設されました。

一方、【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】、【夜間対応型訪問介護】について、従前の人員基準の要件自体に変更はありませんが、このたび新設された“生活援助従事者研修課程”の修了者を除き、これまでと同様“介護職員初任者研修課程”の修了者に限ることとするため、規定を改正しました。

改正後（案）	現行
<p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第6条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者<u>（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）</u>をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護)</p> <p>第47条 前条の援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者<u>（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）</u>をいう。以下この章において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（中略）を提供するものとする。</p>	<p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第6条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護)</p> <p>第47条 前条の援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（中略）を提供するものとする。</p>